

一般社団法人 日本実業団陸上競技連合 定款

第1章 総 則

第1条（名 称）

この法人は、一般社団法人日本実業団陸上競技連合と称し、英文では Japan Inter-corporate Track & Field Association（略称 JITA）と表記する。

第2条（事務所）

この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的および事業

第3条（理 念・目 的）

この法人は、地域実業団陸上競技連盟（以下、地域連盟という）を統括し、企業、団体内における陸上競技の振興と相互の交流を図るとともに、国際的な競技会で活躍できる競技者の育成・強化を通じて、わが国の陸上競技界の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事 業）

この法人は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 主催大会の開催、統括。
- (2) 国内外陸上競技大会等への代表参加者の選定および派遣。
- (3) 競技者の育成・強化ならびに指導者の養成に関わる一切の事項。
- (4) 実業団陸上競技の振興ならびに陸上競技の普及浸透に関わる一切の事項。
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な一切の事業。

2. 前項の事業を円滑に遂行するため、この法人は、地域連盟との連絡協調を図るとともに、公益財団法人日本陸上競技連盟および他の競技団体と密接な連携をとるものとする。

第3章 組 織

第5条（組 織）

この法人が統括する地域連盟と、所管地域は次の通りとする。

(1) 東日本実業団陸上競技連盟

北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、栃木、群馬、茨城、埼玉、千葉、山梨、東京、神奈川の各都道県

- (2) 中部実業団陸上競技連盟
長野、静岡、愛知、岐阜、三重の各県
- (3) 北陸実業団陸上競技連盟
新潟、富山、石川、福井の各県
- (4) 関西実業団陸上競技連盟
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、香川、徳島、愛媛、
高知の各府県
- (5) 中国実業団陸上競技連盟
岡山、広島、山口、鳥取、島根の各県
- (6) 九州実業団陸上競技連盟
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県

第4章 社 員

第6条（社 員）

この法人の社員は、次の団体または個人のうち、この法人の目的に賛同し、法人所定の様式による申し込みをして入社した者をいう。

- (1) 前条に定める各地域連盟
- (2) 理事会で選任された理事8名以内

第7条（経費の負担）

社員は、この法人の目的を達成するため必要があるときは、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

既納の会費は事由の如何を問わず返還しない。

第8条（退 社）

社員は次の各号の一に該当するときは退社する。

- (1) 任意で退社したとき。
- (2) 第6条第2号に定める社員が理事の職を失ったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 当該社員が死亡または解散したとき。
- (5) 会費の納入が1年以上履行されなかったとき。
- (6) 除名されたとき。

第9条（除 名）

社員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該社員を

除名することができる。

- (1) この定款またはその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を棄損し、または目的に反する行為をし、社員としての義務に違反したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 当該する社員に対しては社員総会開催日の一週間前までにその旨を通知し、社員総会において議決の前に弁明の機会を与える。

3. 除名が決議されたときは当該社員に通知する。

第10条（社員名簿）

この法人は、社員の氏名または名称および住所を記載した社員名簿を作成し事務所に備え置く。

第5章 社員総会

第11条（構成）

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第12条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 貸借対照表および損益計算書ならびに附属明細書の承認。
- (2) 定款の変更。
- (3) 解散および残余財産の処分。
- (4) 合併および事業の全部の譲渡。
- (5) 理事、監事の選任および解任。
- (6) 社員の除名。
- (7) 設立時基本財産の取り崩し。
- (8) その他法令またはこの定款で定める事項。

第13条（開催）

この法人の社員総会は定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

2. 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3. 臨時社員総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法という）第37条による請求があったとき。

4. 開催地は、事務所所在地または理事会の決議により決定された場所とする。

第14条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。招集にあたっては、会議の目的たる事項およびその内容、日時ならびに場所を示して、開催日の1週間前までに通知する。但し、書面もしくは電磁的方法によって議決権を行使することを認める場合は2週間前までに通知する。

第15条（議長）

社員総会の議長は代表理事がこれにあたる。

第16条（定足数）

社員総会は社員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

第17条（議決権）

社員総会における議決権は、団体、個人の社員ともにそれぞれ1個とする。

第18条（決議）

社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 社員の除名。
- (2) 監事の解任。
- (3) 定款の変更。
- (4) 解散および残余財産の処分。
- (5) 合併および事業の全部の譲渡。
- (6) 設立時基本財産の取り崩し。
- (7) その他法令またはこの定款で定める事項。

第19条（議決権の代理）

社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、当該社員は所定の委任状を提出しなければならない。

2. 前項の委任状は、社員総会ごとに提出しなければならない。

第 20 条（決議・報告の省略）

理事または社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2. 理事が社員全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第 21 条（議事録）

社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、総会出席者の中から社員総会で選出された議事録署名人 1 名がこれに署名もしくは記名押印または電子署名をし、社員総会の日から 10 年間、事務所に備え置く。

第 6 章 役 員

第 22 条（役員の設定）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 24 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内

2. 理事のうち 1 名を代表理事、代表理事を除く理事のうち 1 名を専務理事として理事会で決議し、予定者として社員総会に推薦する。

3. 理事のうち 14 名については各地域連盟の推挙に基づき、理事会の承認を得て社員総会に推薦する。なお、各地域連盟が推挙できる理事の定数は次の通りとする。

- (1) 東日本実業団陸上競技連盟 4 名
- (2) 中部実業団陸上競技連盟 2 名
- (3) 北陸実業団陸上競技連盟 2 名
- (4) 関西実業団陸上競技連盟 2 名
- (5) 中国実業団陸上競技連盟 2 名
- (6) 九州実業団陸上競技連盟 2 名

4. 理事のうち 8 名以内については、代表理事予定者が推挙する候補者を理事会の承認を経て社員総会に推薦する。

第 23 条（役員を選任）

役員は社員総会の決議により選任する。

2. 前項の決議のうち代表理事予定者、専務理事予定者とした理事については、社員総会後の理事会において改めて代表理事・専務理事として決議し決定する。また、前条第 4 項の理事として社員総会に推薦され決議により決定した理事のうち、1 名ずつを総務委員長、強化委員長として同理事会の決議により決定する。

3. 理事のうち若干名を常務理事とし、理事会の決議により決定する。

4. 監事は理事会の推薦を経て第 1 項の手続きにより選任する。この場合、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するにあたっては当該監事の同意を得るものとする。

5. 監事はこの法人の理事または使用人を兼ねることができない。

6. 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者または 3 親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

監事についても同様とする。

7. 他の同一の団体の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

監事についても同様とする。

第 24 条（理事の職務および権限）

理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより職務を執行する。地域連盟から推挙され選出された理事は、この法人と選出された地域連盟との連絡協調の任にあたる。

2. 代表理事は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表しその職務を執行するとともに社員総会において議長を務め、理事会を招集する。

3. 専務理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときは職務を代行する。

4. 代表理事および専務理事、常務理事はこの法人の運営体制強化に資するため常務理事会を定例開催する。

常務理事会の運営細則は、理事会の決議により別に定める。

5. 代表理事および専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、

自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第 25 条（監事の職務および権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事および事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査することができる。

第 26 条（役員任期）

役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2. 理事の任期は連続 5 期を限度とする。但し理事の任期満了後 1 期以上の空白期間を置き再任を可とするが、通算 8 期を限度とする。連続 5 期の起算日は本規定改定後の理事就任時とする。但し代表理事・専務理事・総務委員長・強化委員長・常務理事はその最初の就任から連続 5 期を限度とする。

3. 役員が第 1 項の任期中に辞任する場合において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての職務を行う。

4. 辞任を含め、役員が解任されまたは死亡し定員を欠くに至った場合には、第 13 条第 3 項第 1 号に基づく臨時社員総会を開催しその決議により補欠の役員を選任する。補欠役員任期は前任者の任期満了のときまでとする。

また、増員により就任した役員任期は他の在任役員任期満了のときまでとする

5. 役員が任期中に以下の満年齢を迎えた時は、その任期が満了する定時社員総会終結の時をもって退任し、再任されないものとする。なお、監事については定年を設けない。

(1) 代表理事 満 80 歳

(2) 理 事 満 70 歳

第 27 条（理事、監事の解任）

理事および監事は、第 12 条および第 18 条の定めにより社員総会の決議により解任することができる。

第 28 条（報酬等）

役員は無給とする。但し、監事に対しては理事会の承認を経て報酬を支払うことができる。

2. 前項の前段に関わらず、この法人の要請に応じて支弁された経費は、こ

の法人が負担する。

第 29 条（取引の制限）

理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のために、この法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 自己または第三者のために、この法人と取引をしようとするとき。
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他、理事以外の者との間において、この法人とその理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なくその取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 30 条（責任の一部免除等）

この法人は、一般法人法第 114 条の規定により、理事（理事であった者を含む）または監事（監事であった者を含む）の同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. この法人は、一般法人法第 115 条の規定により、理事（業務執行理事またはこの法人の使用人でないものに限る）または監事との間で、同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但しその契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 万円以上で、この法人があらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 31 条（副会長）

この法人に副会長をおく。

2. 副会長は地域連盟の会長に委嘱する。
3. 副会長はこの法人の事業に協力し、代表理事の諮問に応え意見を述べることができる。
4. 副会長は、無報酬とする。但し、この法人の要請に応じて支弁された経費はこの法人が負担する。

第 32 条（名誉会長、顧問）

この法人に、名誉会長および顧問若干名を置くことができる。

2. 名誉会長および顧問は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。

3. 名誉会長および顧問の任期は、就任年月の年度を含み6年が経過した年度末の定時社員総会終結のときまでとする。但し既にその任にあるものは、経過措置として本規定の制定日に委嘱されたものとみなす。

4. 名誉会長および顧問は、無報酬とする。但し、この法人の要請に応じて支弁された経費はこの法人が負担する。

第7章 理事会

第33条（構成）

この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第34条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所、および目的事項の決定。
- (2) 規則の制定、廃止および変更に関する事項。
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定。
- (4) 理事の職務の執行の監督。
- (5) 代表理事および専務理事、常務理事、総務委員長、強化委員長を含む代表理事推挙の理事の選定および解職。
- (6) 名誉会長、顧問の選任、解任。
- (7) 公益財団法人日本陸上競技連盟への派遣者の選任、解任。

2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事ならびに常務理事会に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分および譲受。
- (2) 多額の借財。
- (3) 重要な使用人の選任および解任。
- (4) 重要な組織の設置、変更および廃止。
- (5) 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他、この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備。
- (6) 第30条第1項の責任の免除および同条第2項の責任限定契約の締結。

第35条（理事会の種類および開催）

理事会は通常理事会および臨時理事会の2種類とする。

通常理事会は毎年定期に、年4回開催する。

臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的たる事項を記載した書面または電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認め、代表理事に招集の請求があったとき。
- (4) 前第2号、第3号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事もしくは監事が招集したとき。

第36条（招集）

理事会は、前条第4号の場合を除き、代表理事が招集する。

2. 招集は、理事会の日の1週間前までに、各理事および監事に対して書面または電磁的方法によりその通知をしなければならない。

3. 代表理事は、前条第2号または第3号の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、請求のあった日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4. 理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第37条（議長）

理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2. 代表理事に事故あるときは、専務理事がこれにあたる。両者ともに事故あるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれにあたる。

3. 議長は、実際の議事運営を専務理事に委嘱することができる。

第38条（定足数）

理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催できない。

第39条（決議）

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

但し設立後積立基本財産の取り崩しについては、理事の過半数が出席し、出席理事の3分の2以上の多数をもって決する。

第40条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

第41条（報告の省略）

理事または監事が、理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

但し、第24条第5項の報告についてはこの限りではない。

第42条（議事録）

理事会の議事については、開催の日時および場所、議事の経過の要領およびその結果、その他、法務省令に定める事項を記載した議事録を作成し、代表理事および監事がこれに署名し、または記名押印する。

2. 前項の議事録は理事会の日から10年間、事務所に備え置く。

第8章 専門委員会

第43条（専門委員会の設置）

この法人の事業遂行を円滑ならしむるため、次の常設の専門委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 強化委員会

2. 理事会は、前項のほか必要に応じて暫定的に、特定の目的をもって専門委員会を設置することができる。

第44条（総務委員会の役割）

総務委員会は、理事会の議事の円滑化を図るため、次の事項を審議し、理事会に上申する。

- (1) この法人の定款、諸規定に関すること。
- (2) 栄章に関すること。
- (3) 別に定める登録規程に基づく登録者の資格に関すること。
- (4) 理事会から付託された特命事項。

2. 総務委員会の運営細則は、理事会の決議により別に定める。

第45条（強化委員会の役割）

強化委員会は、第3条の目的の具現化に向け、競技者の資質、技量強化と陸上競技の普及浸透を図るため、次の事項を審議し、理事会に上申する。

- (1) 陸上競技の普及に関すること。
 - (2) 競技者の強化に関わる計画、研究、指導に関わること。
 - (3) この法人および公益財団法人日本陸上競技連盟が所管する公認競技会の記録の収集と保管。
 - (4) 国内外陸上競技大会への代表参加者選考に関すること。
 - (5) その他、競技に関すること。
2. 強化委員会の運営細則は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

第46条（事務局）

この法人の事務を処理するため事務局を置き、次の事項を執り行う。

- (1) この法人の事業の企画、提案を行うこと。
- (2) この法人の業務運営遂行に必要な事務全般および会計を処理すること。
- (3) 公益財団法人日本陸上競技連盟ならびに他団体との連絡、調整。
- (4) 地域連盟との連絡、調整。地域連盟間の調整。
- (5) 一般法人法に基づく名簿、書類の保管。
- (6) 備品、什器類の保管整理。
- (7) その他、役員もしくは地域連盟からの要請に基づく事項の処理。

2. 事務局には、事務局長その他、必要な事務局員を置く。

3. 事務局員は代表理事が任免する。但し、事務局長については理事会の承認を得て任免する。

4. 事務局の組織、人事、運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める一般社団法人日本実業団陸上競技連合事務局員就業規則に定める。

5. この法人と各地域連盟との連絡協調の強化、実務の円滑化をはかるため、事務局長は、各地域連盟の事務局長と、理事会の決議により別に定める運営細則に基づき事務局長会議を持つものとする。

第10章 会計

第47条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第48条（事業計画および収支予算）

この法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日ま

で代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定に関わらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入を得、または支出することができる。この場合の収入、支出は、新たに成立した予算の収入、支出とみなす。

3. 前各項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

第49条（事業報告および決算）

この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号、第2号および第6号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表および損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項各号の書類については、監査報告書と共に、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

第50条（剰余金の処分制限）

この法人は剰余金の分配を行わない。

第11章 定款の変更、合併、解散等

第51条（定款の変更）

この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数の議決により変更することができる。

第52条（合併等）

この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、または事業の全部もしくは一部の譲渡をすることができる。

第 53 条（解 散）

この法人は、一般法人法第 148 条第 4 号から第 7 号に該当したとき解散する。

また、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数の議決により解散することができる。

第 54 条（残余財産の帰属）

この法人が解散等により清算するとき残存する財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、または国に贈与するものとする。

第 12 章 情報公開、および個人情報の保護

第 55 条（情報公開）

この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

第 56 条（個人情報の保護）

この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 13 章 公告

第 57 条（公告の方法）

この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告を行えない場合は、官報に掲載する。

第 14 章 補則

第 58 条（委 任）

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 15 章 附則

第 59 条（最初の事業年度）

この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

第 60 条（設立時の役員）

この法人の設立時理事、設立時代表理事、設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事

西川 晃一郎

友永 義治

名取 英二

橋爪 浩

中村 孝生

若倉 和也

堀 誠

根賀 玲

川島 茂

大野 公彦

橋本 佳也

河野 匡

木島 博正

武富 豊

塩田 弘樹

石橋 和幸

神田 眞樹

酒井 勝充

廣田 勝己

天野 雅道

岡内 伸二

設立時代表理事

西川 晃一郎

設立時監事

鈴木 利廣

佐藤 卓也

第 61 条（設立時の社員の氏名または名称、および住所）

設立時社員の氏名または名称、および住所は次の通りである。

設立時社員

住所

（非公開・定款原本には記載）

名称 日本実業団陸上競技連合
代表者 会長 西川晃一郎

設立時社員

住所 (非公開・定款原本には記載)

氏名 友永 義治

第 62 条 (法令の準拠)

この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

平成 27 年 6 月 19 日	制定
平成 28 年 5 月 30 日	改定
平成 29 年 5 月 29 日	改定
平成 30 年 7 月 20 日	改定
平成 31 年 2 月 9 日	改定
令和 3 年 5 月 28 日	改定
令和 3 年 9 月 24 日	改定
令和 4 年 11 月 26 日	改定
令和 5 年 9 月 22 日	改定